



個人番号が必要な手続き一覧

平成28年1月から個人番号（マイナンバー）の利用が始まりました。市役所での手続きでも昨年10月以降に郵送したマイナンバーの「通知カード」、または申請により交付される「個人番号カード」の提示や確認をします。個人番号が必要な手続きやよくある問い合わせなどをお知らせします。

☎ 情報統計課（TEL 71・2468 FAX 71・2336）

市役所で個人番号の記入・提示が必要な手続き

市役所で個人番号を求められる手続きは下記の表のとおりです。手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期が異なります。詳しくは、各担当課まで問い合わせください。

※今後、下記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

介護・福祉

	手続き	問い合わせ
介護保険	・被保険者証等の再交付の申請 ・負担割合証の再交付の申請 ・負担限度額認定の申請 ・負担限度額認定証の再交付の申請 ・高額介護サービス費の支給申請 ・介護保険基準収入額適用申請	介護保険課 介護保険担当 (TEL 71・2472) 1階10番窓口
	・介護認定・更新・区分変更の申請	介護保険課 認定調査係 (TEL 82・6497) 穂高支所内
福祉	・身体障害者手帳の申請 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 ・特別児童扶養手当の申請 ・障害福祉サービスの申請 ・補装具費の申請 ・自立支援医療（更生医療、育成医療）の申請 ・障害児通所支援の申請 ・精神障害者保健福祉手帳の申請※ ・自立支援医療（精神通院医療）の申請※ ※印 平成28年7月以降	福祉課 障がい福祉担当 (TEL 71・2251) 1階14番窓口
	・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	長寿社会課 福祉政策担当 (TEL 71・2253) 1階18番窓口
	・生活保護の申請 ・中国残留邦人等支援給付の申請	福祉課 生活支援担当 (TEL 71・2252) 1階14番窓口

保健・医療

	手続き	問い合わせ
国民健康保険	・加入や脱退 ・修学や施設入所のための市外転出 ・被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 ・第三者行為による被害の届出 ・被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付や再交付を申請 ・一部負担金の免除等申請 ほか	国保年金課 国保年金担当 1階10番窓口 国保に関する こと (TEL 71・2473)
後期高齢者医療	・被保険者証の再交付申請・65歳から74歳で一定の障がいのある人の加入や撤回申請 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付や再交付申請 ほか	後期高齢者医療に関する こと (TEL 71・2475)

子育て

	手続き	問い合わせ
給付や届出	・児童手当の新規認定請求・現況届の提出 ・児童扶養手当の新規認定・額改定（増額）請求 ・助産施設および母子生活支援施設入所の申し込み ・自立支援教育訓練給付金に関する申請 ・高等職業訓練促進給付金の支給申請	子ども支援課 児童係 (TEL 71・2255) 1階16番窓口
	・幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育への入所申し込み	子ども支援課 保育担当 (TEL 71・2256) 1階18番窓口
	・母子健康手帳の交付申請（妊娠届出） ・低出生体重児の届出 ・未熟児養育医療の給付申請	健康推進課 保健予防係 (TEL 71・2471) 1階12番窓口

税金

	手続き	問い合わせ
市民税	・市・県民税申告書の提出 ・給与支払報告書の提出 ・公的年金等支払報告書の提出 ・軽自動車税減免申請書の提出（平成28年度課税分） ・通常の所得証明等の交付申請などには個人番号の記載は不要です。	市民税課 市民税担当 (TEL 71・2485) 1階18番窓口
固定資産税	・相続人代表者指定届の提出 ・償却資産申告書の提出（平成28年分以降の申告から） ・固定資産税減免申請書の提出	資産税課 家屋担当 (TEL 71・2482) 1階18番窓口

※代理人による申請の場合は別に書類の提示を求める場合があります。詳細は各担当にお問い合わせください。

マイナンバーに関する各種相談窓口

① マイナンバー全般

マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL 0120・95・0178

② マイナンバー制度を悪用した不審な電話など

消費者ホットライン 188（いやや！）

警察相談専用電話 # 9110

安曇野警察署 TEL 72・0110

③ 個人情報（特定個人情報）の取り扱い

特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口

TEL 03・6441・3452

市役所窓口での確認方法

個人番号カードがあれば窓口などでの手続きの際、個人番号の確認と本人確認を一度に行うことができます。個人番号カードがない場合は以下のように番号の確認と本人確認にそれぞれ確認のための書類が必要になります。

個人番号の確認

個人番号カードがない場合、個人番号の確認には番号通知カードを提示してください。



番号通知カード



本人確認

次のどちらかの書類で本人確認をします。

- ① 運転免許証など官公署発行の顔写真付き身分証明書1点
- ② 国民健康保険者証、年金手帳など官公署発行の顔写真なしの身分証明書2点



運転免許証または
パスポートなど

通知カード・個人番号カードの記載事項の変更

☎ 市民課（TEL 71・2489）

住所異動、戸籍届出により住所、氏名等に変更が生じた場合は、記載事項の変更が必要です。通知



個人番号カード

カードまたは個人番号カードを市民課または各支所地域課へお持ちください。

マイナンバー制度 よくある質問

Q 自分の個人番号を取り扱う際に気をつけることは？

A 個人番号は生涯にわたり利用する番号です。法律などで決められている社会保障、税の手続きで市や勤務先などに提示する以外は、他人に教えないようにしてください。

Q 個人番号カードを持たないと困ることがありますか？

A 個人番号カードがあれば社会保障などの手続きの際、番号と本人の両方の確認が一枚でできます。また、e-Tax や、今後始まる証明書のコンビニ交付、マイナポータル（※1）を利用する際に個人番号カードが必要です。

Q 個人番号カードをなくすと他人に個人情報が全部知られてしまうの？

A 個人番号カードには、社会保障や所得などの個人情報は記録しないため、カードから情報が流出することはありません。ただし、不正利用などを防ぐため、交付時に自分が設定した暗証番号とカードと一緒に保管することは避けてください。

Q 携帯電話の契約や、レンタルビデオ店などで個人番号カードを提示すると、個人番号を知られてしまわないか心配です。

A レンタルビデオ店などは行政機関で保有する情報を見ることができないため、個人番号を知られてもその人の所得、社会保障の内容などを知ることはできません。行政機関でも個人番号からその人の情報を照会する際は、必要な場合と情報が限定されています。

また、番号が記載された通知カード、個人番号カードの裏面は法で定められた用途以外でのコピーは禁止されています。（通知カードは、法で定められた用途以外での提示は禁止されており、身分証明（本人確認）には使えません）

※1 マイナポータル

自分自身の社会保障の内容や所得の情報、行政機関の情報照会状況を確認できるサイト

Q & A